

# 福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））実施要綱

令和3年5月27日

令和4年4月1日 一部改正

令和8年3月9日 一部改正

## 第1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け。府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第2に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第3の3に規定する福島定住等緊急支援として行う福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## 第2 目的

交付金は、福島県が自らの創意工夫によって行う復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の情報と地域の魅力に関する情報を併せて発信する取組及び福島県内の市町村に対する補助事業を支援することにより、主に福島県外に対して福島県の復興の現状や安全性、地域の魅力を継続的に発信する環境整備について支援し、地域が主体的に情報発信できる体制を整えるとともに福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生を加速化させることを目的とする。

## 第3 定義

福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業は、第2に定める目的を達成するため、第4に定める地域魅力向上・発信に関する計画（以下「地域魅力向上・発信事業計画」という。）に基づく事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

## 第4 地域魅力向上・発信事業計画の作成及び提出

### 1 地域魅力向上・発信事業計画の作成主体

福島県は、地域魅力向上・発信事業計画を作成する。

### 2 地域魅力向上・発信事業計画の提出

- 一 交付金を充てて福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業を実施しようとする福島県は、次に掲げる事項を記載した地域魅力向上・発信事業計画（様式1、様式2、様式3、様式4）を作成し、当該計画を内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。

- ① 計画の期間
- ② 情報発信等戦略
- ③ 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の一覧
- ④ 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に要する費用
- ⑤ 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施主体
- ⑥ その他必要な事項

二 福島県は、福島県内の市町村に対する補助事業を行う場合、前号の計画に加え、福島県内の市町村における事業計画を、様式5に取りまとめ、これを大臣に提出するものとする。

### 3 地域魅力向上・発信事業計画の期間

地域魅力向上・発信事業計画に記載する計画期間は、当該年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

### 4 情報発信等戦略の策定

福島県は、国内外にきめ細かな情報を継続的に発信するため、情報発信等戦略を策定する。情報発信等戦略には、当該年度における情報発信等の戦略目標、工程表、福島県の情報発信体制等を記載するものとする。

### 5 地域魅力向上・発信事業計画の添付書類

地域魅力向上・発信事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業を実施する場所を明らかにした資料
- 二 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に要する費用の算出に係る基礎資料
- 三 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に係る実施主体等の体制表
- 四 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に係る工程表
- 五 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の企画内容を明らかにした資料
- 六 その他必要な書類

### 6 地域魅力向上・発信事業計画の作成に当たって満たすべき要件

福島県が作成する地域魅力向上・発信事業計画及び実施する福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

#### 一 地域の魅力向上・発信のための事業

- ① 情報発信等戦略に記載する目標等に資するものとして認められること。
- ② 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業により風評の払拭を図る主な対象が、原則として福島県外の住民を想定していると認められること。
- ③ 企画・実施の実現性等  
第2に定める目的及び第4に定める情報発信等戦略に資する取組として、実現可能な企画等であると認められること。
- ④ 地域の創意工夫・新規性  
地域の課題に即し、福島県が自らの創意工夫によって、一過性の取組に終わる

ことなく、連鎖性を持って国内外に拡散されていくような仕掛けづくりがなされていると認められること。

また、従来から行っている取組の単純な振り替えではなく、新たに取り組む事業であると認められること。

⑤ 広域的な連携

一の市町村の区域を超える広域の情報発信等が見込まれる場合にあつては、その内容が福島県や関係市町村等と調整されていると認められること。

⑥ 風評動向調査

風評動向調査にあつては、地域の魅力向上・発信のための他の事業と併せて実施する事業であること。

二 間接補助事業

前号の規程に準ずる。

7 地域魅力向上・発信事業計画の変更

福島県は、地域魅力向上・発信事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の地域魅力向上・発信事業計画を様式6に添えて大臣に提出しなければならない。

一 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の新設又は廃止を申請する場合

二 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の総交付対象事業費を変更する場合

三 第9の1に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の地域魅力向上・発信事業計画の提出にあわせ、様式7を添付することとする。）

四 その他の変更の場合

第5 福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業

福島県は、次に掲げる対象事業のうち、情報発信等戦略に定めた目標を実現するために必要となる事業を地域魅力向上・発信事業計画に記載する。

1 対象事業

一 地域の魅力向上・発信事業

① 情報発信事業

i 風評動向調査

ii 体験等企画実施

iii 情報発信コンテンツ作成

② 外部人材活用

i 企画立案のための外部人材の活用

ii 地域の語り部の育成

二 間接補助事業

福島県内の市町村が行う地域の魅力向上・発信支援事業に対する補助

2 交付額

交付対象事業費及び交付限度額は、大臣が交付要綱等で定めるものとする。

## 第6 配分計画の作成

大臣は、福島県から地域魅力向上・発信事業計画の提出を受けた場合には、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に要する経費について、国から福島県に交付する福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

大臣は、配分計画の作成に当たっては、地域魅力向上・発信事業計画に基づく福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

## 第7 交付可能額の通知

大臣は、地域魅力向上・発信事業計画を提出した福島県に対し、第6により作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

## 第8 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた福島県は、大臣が定める交付要綱等に基づき、大臣に対して交付の申請を行うものとする。

## 第9 交付金の執行

### 1 事業間の流用

福島県は、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

### 2 交付決定前の着手

#### 一 交付可能額通知後の交付決定前の着手

福島県は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式8）を大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

#### 二 交付可能額通知前の交付決定前の着手

福島県は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式9）を大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

#### 三 交付決定前の着手に関する留意事項

交付金交付決定前着手申請書の提出を受けた大臣は、速やかに承認の可否を判断し、福島県にその結果を通知するものとする。

なお、福島県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業に着手するものとする。

### 3 費用の縮減

福島県は、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に当たっては、福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

## 第10 地域魅力向上・発信事業計画の評価及び公表

### 1 地域魅力向上・発信事業計画の公表

福島県は、地域魅力向上・発信事業計画を大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した地域魅力向上・発信事業計画を大臣に提出した上で公表するものとする。第4の7の地域魅力向上・発信事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の地域魅力向上・発信事業計画を公表するものとする。

なお、大臣又は福島県は、修正前の地域魅力向上・発信事業計画を公表することができるものとする。

### 2 地域魅力向上・発信事業計画の実績に関する評価及び公表等

福島県は、大臣が別に定めるところにより、当該年度に実施した福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業について、当該年度終了後、翌年度の5月末日までに、地域魅力向上・発信事業計画に掲げる目標の達成状況及び当該計画に基づく福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。また、大臣は、福島県に対し、当該計画の進捗状況を把握するために必要な限度において、報告及び公表を求めることができるものとする。当該評価については、大臣に報告するとともに、公表するものとする。福島県は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

### 3 公表の方法

福島県は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

## 第11 必要事項の報告及び資料の提出

大臣は、福島県に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

## 第12 その他

その他福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援）事業の要件、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、大臣が定める交付要綱等による。

附 則(令和3年5月27日)

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和８年３月９日）  
（施行期日）  
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

(様式1)

文 書 番 号  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

地域魅力向上・発信事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））  
実施要綱第4の2の規定に基づき、地域魅力向上・発信事業計画（令和●年  
度）を提出します。

(様式 2)

**情報発信等戦略**

①情報発信の内容

②情報発信体制

③情報発信等の戦略目標

④行程表

(様式3)

### 福島県地域魅力向上・発信事業計画

令和〇〇年〇月時点

(単位：千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	各年度の交付対象事業費(注3)					総交付対象事業費	備考 (注4)
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
2	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
3	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
4	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
5	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
6	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
7	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
8	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
9	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
10	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
11	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
12	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
13	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
14	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
15	-		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	(0) 0 <0>	
			(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

(注1) 「事業番号」は、「(交付要綱別添1の番号) - (同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」となるよう記載する。

(注2) 「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3) 「各年度の交付対象事業費」は、上段( )書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書き及び総交付対象事業費については、自動計算される。

(注4) 事業間流用を行った場合には、「備考」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(様式4)

地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業計画書

1. 基本情報

自治体名	他市町村との連携	事業番号	事業名			
事業実施年度	当該年度総事業費	経費区分（該当区分に○を入力）				
	千円	①情報発信事業			②外部人材活用	
事業費	左記 事業費のうち 国費負担分	i 風評動向調査	ii 体験等企画実施	iii 情報発信コンテンツ 作成	i 企画立案のための外 部人材の活用	ii 地域の語り部の育成
	千円	千円				

2. 風評等の現状や課題、これまでの取組

自治体が抱える風評等の現状について
上記の現状の原因となる課題について
上記の課題に対するこれまでの自治体の取組について（自治体独自の取組を含む）
上記の取組における成果について

### 3. 事業内容の詳細

今年度の具体的な取組内容 ※以下の項目に沿って記載をお願い致します。

#### 1. ○○○○事業

①実施期間：

②実施体制：

③実施場所：

④概算費用： 千円

⑤実施内容：

⑥「復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の情報」の具体的な発信内容：

⑦「地域の魅力に関する情報」の具体的な発信内容：

⑧福島県内でイベント等の事業を実施する理由

(1)イベント等への参加者の半数以上が県外からの参加者となる理由とその確認方法：

(2)事業費の半分以上が県外への情報発信に要する費用となる手法：

#### 2. ○○○○事業

①実施期間：

②実施体制：

③実施場所：

④概算費用： 千円

⑤実施内容：

⑥「復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の情報」の具体的な発信内容：

⑦「地域の魅力に関する情報」の具体的な発信内容：

⑧福島県内でイベント等の事業を実施する理由

(1)イベント等への参加者の半数以上が県外からの参加者となる理由とその確認方法：

(2)事業費の半分以上が県外への情報発信に要する費用となる手法：

#### 4. 事業における目標等

今年度におけるアウトプット ※定量的な目標に限る	今年度におけるアウトカム ※定量的な目標に限る
長期的な目標 ※1つ以上は定量的な目標を設定	長期的な目標の現在の進捗状況 ※達成度合いも記載 (○%)



(様式6)

文 書 番 号

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

地域魅力向上・発信事業計画の変更について

令和〇年〇月〇日付け第〇〇〇号で提出した地域魅力向上・発信事業計画について、福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援(地域魅力向上・発信支援))実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。



(様式8)

文 書 番 号

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））交付決定前着手申請書

令和〇年〇〇月〇日付〇〇〇で交付可能額通知を受けた地域魅力向上・発信事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

福島県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業等に着手するものとする。

(様式9)

文 書 番 号

令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

令和〇年度福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

## 別記条件

福島県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で地域魅力向上・発信事業計画に基づく事業に着手するものとする。